

全国美術館会議会員館 各位

著作権に関するパブリック・コメントの呼びかけ

美術館が所蔵作品をウェブサイトで公開するとき、著作権保護の対象となっている作品画像を無許諾で掲載することはできません。これに関連し、政府において「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」に関するパブリック・コメントの募集が始まっています。

この「中間まとめ」は180ページもある大部な報告書ですが、美術館に深く関連するのは123～127ページの部分です。

とくに126ページ以下では美術館が所蔵品の紹介を目的とする場合、ウェブサイトでサムネイル画像（小さな画像）の公衆送信を可能とすることが望ましいと指摘されており、単純化すれば、一定の条件や制約を設けたうえで美術館が**作品画像をインターネット送信する際に手続き不要とすることが望ましい**という意味に捉えることができるでしょう。この議論の背景には全国美術館会議が提出した要望書（2015年2月4日付「美術作品等画像の流通と利用促進に関する要望」）があります。

この著作権制限規定が実現すれば美術館にとってはコスト削減につながるメリットがありますが、その前に著作権法改正というハードルがあります。その意味で今回のコメント募集に応じることは重要です。つきまして**2017年3月29日まで**の期限内に募集サイトにアクセスいただき、126～127ページに記載された第4章第2節(3)「展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について」の内容（下記b.）に賛成・反対等のコメントを積極的にご投稿くださいますようお願い申し上げます。

a. パブリック・コメント募集のページ

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめに関する意見募集の実施について（案件番号185000892）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000892&Mode=0>

意見受付締切日：2017年3月29日

b. コメントいただきたい章名およびページ番号（意見送付要領の⑧）

章名：「第4章」、とくに「第2節(3) 展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について」

ページ番号：126～127ページ * 下記および裏面に一部を抜粋。

以上を踏まえると、美術の著作物又は写真の著作物の原作品を適法に展示する者は、これらの著作物に係る情報を提供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物等を複製し、又は公衆送信を行うことができることとすることが望ましい。適用主体については、作品を展示する者だけではなく、これに準じて、展示者の情報を集約して公衆に提供する一定の公的なアーカイブ機関を含めることも考えられる。

ような利用における画像の掲載方法については、コピーガードや、画素数、サイズなど一定の制限を設けることが考えられるが、「著作権者の利益を不当に害する場合」がいかなる場合を指すのかという点については、将来の技術の進展等を念頭に置いて、柔軟に対応できる法令上の規定となるよう検討することが必要である。

(3) 展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について

展示作品の情報提供のために著作物等を利用する場合の権利処理コストを低減する制度改正を求める意見として、第二に、展示作品を来館者に解説・紹介をするのみではなく、展示作品に関する情報を広く一般に提供することを目的として、当該作品に係る著作物のサムネイル画像（作品の小さな画像）をインターネット等で公開することを可能とすべきであるとの意見が寄せられた。

本小委員会では、サムネイルは著作物を鑑賞するためのものではなく、当該著作物に誘導するためのいわば道しるべとなるものであり、著作権者の利益を害するものではないのではないかと、またアーカイブとしての機能を発揮する上で、サムネイル画像とともに作品の情報を提供することは重要ではないかと、としてこれを認めるべきとの意見が示された。また、その際の主体については、原作品により著作物を公に展示する者に限る必要はないのではないかととの意見もあった。

文化庁が関係団体に行った意見聴取においても、アーカイブ機関が、美術の著作物又は写真の著作物の紹介を目的として、当該著作物のサムネイル画像を公衆送信することができ旨の規定を設けることについて賛成の意見が示された。他方、主体となるアーカイブ機関については、一定の限定が必要であるとの意見が示された。また、サムネイル画像の解像度や大きさなどを法令上限定して明確にするなど、著作権者の利益を不当に害することがないような措置を講ずることを条件として認められるべきであるとの意見が示された。一方、どのような場合が著作権者の利益を不当に害する場合に当たるとのかについては、包括的に規定した上で、ガイドライン等で解釈を周知すべきとする意見があった。加えて、補償金を伴う権利制限規定とすべきとの意見があったが、補償金の導入については、制度面・運用面での課題も指摘された。

以上を踏まえると、美術の著作物又は写真の著作物の原作品を適法に展示する者は、これらの著作物に係る情報を提供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物等を複製し、又は公衆送信を行うことができることとすることが望ましい。適用主体については、作品を展示する者だけでなく、これに準じて、展示者の情報を集約して公衆に提供する一定の公的アーカイブ機関を含めることも考えられる。

なお、利用態様に照らし、権利者の利益を不当に害することとなる場合は、権利制限規定の対象とはならない旨を法令上明記することが求められる。例えば、高精細な画像が公衆送信されてしまうと、権利者による著作物の利用と競合し、権利者の利益を害する恐れがある。そのため、サムネイル画像の利用に当たっては、コピーガードや、画素数、サイ

ズなど一定の制限を設けることが考えられるが、「著作権者の利益を不当に害する場合」がいかなる場合を指すのかという点については、将来の技術の進展等を念頭に置いて、柔軟に対応できる法令上の規定となるよう検討することが必要である。

なお、権利制限規定の創設に伴い補償金請求権を付与することの要否については、当該規定の適用主体が展示施設とこれに準ずる一定の者に限定されており利用規模が小さく、徴収できる補償金の額が軽微であると考えられること、著作物の鑑賞を目的とした利用を許容するものではなく、権利者に与える不利益が小さいと考えられることに鑑み、補償金請求権を付与する必要性に乏しく、また、制度の創設によりかえって社会的コストが大きくなってしまうと考えられることから、補償金請求権を伴わない権利制限規定の導入が適切である。

(4) 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しについて

アーカイブした著作物等の活用に当たっては、権利者と連絡が取れない等の理由により、多くの著作物等が権利者からの許諾を得られない状況にある。我が国では、法第67条に規定される著作権者不明等の場合の裁定制度を利用することにより、これらの著作物等の活用の途を開くことができる。そのため、裁定制度の見直しを行い、アーカイブ機関による利用を含め、様々な権利者不明著作物等の利用円滑化に資することが期待される。

7. 過去に裁定を受けた著作物等の利用

第一に、ヒアリングにおいては、国立国会図書館が裁定制度を用いてデジタル化した資料の二次利用を促進するために、著作物・著作権単位で裁定結果を公表・共有し、裁定結果の第三者による活用を可能とすることが要望された。

本小委員会では、権利者不明著作物等の利用について定めたEU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)²¹³と我が国の裁定制度の比較を行いつつ、寄せられた要望について検討を行った。我が国の裁定制度においては、一度裁定を受けた著作物等であっても裁定を受けた利用方法以外の方法で別途利用する場合には、改めて権利者捜索を行った上で裁定を受ける必要があった。一方、EU孤児著作物指令では、欧州共同商標登録庁(OHIM)²¹⁴のデータベースを検索して利用する著作物等が孤児著作物として登録されているれば、利用期間の情報や利用方法を登録することで、再度権利者捜索を行うことなく利用が可能とされていた。

そこで、我が国についても、一度権利者不明著作物等として裁定を受け権利者不明状態が継続しているものについては、裁定に当たって権利者捜索のために講ずるべき措置の緩和を認めることが適当であるとされた。要件の緩和に併せて、権利者不明状態が継続して

²¹³ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/orphan_works/index_en.htm
²¹⁴ 現在は欧州連合知財庁(EUIPO)